

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	使用の許可の変更	
根拠条例等・条項	堺市立町家歴史館条例施行規則第15条	
所 管 課	歴史遺産活用 部	文化財 課
審 査 基 準	<p>【堺市立町家歴史館条例施行規則】 (使用の許可の変更)</p> <p>第15条 使用者は、使用の許可を受けた事項を変更しようとするときは、使用しようとする日前7日までに、堺市立町家歴史館山口家住宅使用許可変更申請書（様式第8号）に使用許可書を添付して市長に申請しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、やむを得ない理由があると認めるときは、1回に限り、使用の許可の変更を承認することができる。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、市長は、天災地変その他使用者の責めに帰することのできない事由があった場合において、使用の許可を変更して使用させることが適当であると認めるときは、使用者からの申出により当該使用の許可の変更を承認することができる。この場合における申出は、第1項の申請書により行わなければならない。</p> <p>4 市長は、前2項の規定により使用の許可の変更を承認したときは、使用許可書を訂正の上、これを使用者に交付するものとする。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	即時(または審査に相当の期間が必要な場合は、申請者に対し調査等に要する期間を通知する。)
	標準処理期間を設定できない理由	